

令和5年

第4回市議会定例会 意見書案第4号

悪質ホストクラブ等の被害防止対策の徹底・強化を求める意見書
上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和5年12月8日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	板 倉 一 幸
同	同	道 畑 克 雄
同	同	斉 藤 佐知子
同	同	福 島 恭 二
同	同	野 沢 友 志
同	同	高 橋 千 晶
同	同	島 昌 之

悪質ホストクラブ等の被害防止対策の徹底・強化を 求める意見書

ホストクラブが客に対し支払能力を超えた多額の「売掛金」を負担させ、債務の返済のためとして売春させる「悪質ホストクラブ」被害が深刻な社会問題となっています。

ホストクラブは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法）で、公安委員会から許可を受けて営業をしています。

よって、政府並びに国会は、悪質ホストクラブ等による被害防止対策を徹底・強化するため、以下の事項を強く要請します。

- 1 国家公安委員会は警察庁を通じて全国の都道府県警察本部に対し、風営法に基づき管轄内のホストクラブに対し、営業に当たっての法令遵守状況を臨店の上で確認し、不適切な状況があれば指導や取り締まりを行うことを指示すること。
- 2 臨店に際しては、料金表の適切な表示にとどまらず、顧客に対する料金の明細書、請求書、領収書等の飲食やサービス提供の内容及び日時が明示された書面の交付を行うべきことを指導し、必要に応じて営業許可に伴う指示を行うこと。
- 3 国家公安委員会は全国の都道府県警察本部に対し、公衆道徳上有害な業務を規制する職業安定法第63条第1号及び第2号により、悪質ホストや悪質ホストクラブが客に対して、飲食代金を支払うために売春行為を行うことや性風俗店での労働を紹介、斡旋することについて、厚生労働省の協力も得つつ取り締まりを強化するよう指示すること。
- 4 ホストクラブにおいて、ホストから客に対し、恋愛感情や寂しさなどにつけ込み合理的な判断力を奪い、関係維持のためにはサービスを受けなくてはならないとの心境になり、結果として多額の被害となるような場合は、消費者契約法の取消権の対象となりうることを周知すること。

- 5 悪質なホストやホストクラブ、メンズコンセプトカフェの利用やメンズ地下アイドルへの接近により、性暴力や性被害を受ける事例があることについて啓発活動を行うよう、教育機関に対して働きかけること。
- 6 今後必要な対策を検討するため、「悪質ホストクラブ等被害問題省庁連絡会議」を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年12月 日

函館市議会議長 吉田 崇 仁